

議案第23号

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員の項中「固定資産評価審査委員」を「固定資産評価審査委員会委員」に改め、同表幼稚園・学校薬剤師の項中「88,000円」を「96,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。